》 話 題

新たな食料・農業・農村基本計画について ~我が国の食と活力ある農業・農村を 次の世代につなぐために~



農林水産省 大臣官房政策課 企画官 中田 好郁



1 はじめに

令和2年3月31日、新たな食料・農業・農村 基本計画(以下「基本計画」という)が閣議決 定されました。基本計画は、食料・農業・農村 基本法(平成11年7月制定)に基づき、おお むね5年ごとに見直す、中長期的な農政の指針 で、今回で5回目の基本計画になります。



2 基本計画のポイント

新たな基本計画のポイントは、以下の5点と なります。

- ①農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き推進
- ②中小・家族経営など多様な経営体の生産基盤 の強化を通じた農業経営の底上げ
- ③農林水産物・食品の輸出を令和12年までに 5兆円とする目標を設定
- ④関係府省等と連携し、農村振興施策を総動員 した「地域政策の総合化」
- ⑤食と農に関する新たな国民運動の展開を通じ た国民的合意の形成

これらに向けた取組の効果が高まるように、 関係府省や地方公共団体等と連携し、生産基盤 の強化と多面的機能の発揮を図っていきます。



3 基本計画の内容

(1) 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

農業の成長産業化を促進する「産業政策」と、 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を 促進する「地域政策」を車の両輪として推進し、 食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図り ます(図1)。

(2) 食料自給率の目標

令和12年度における食料自給率の目標を、食料安全保障上の基礎的な指標となる供給熱量ベースで45%、生産額ベースでは75%と設定しました。また、飼料については、国産か輸入かにかかわらず畜産業の活動を適切に反映し、国内生産の状況を評価する指標として、食料国産率の目標を新たに設定しました(図2、3)。

我が国の食料の潜在生産能力を表す食料自給力指標については、農地面積に加え、農業労働力・農業技術も考慮した指標を提示し、令和12年度の見通しも提示しました(図4)。

なお、農地面積については、439万7000へクタール(令和元年)から414万へクタール(令和12年)に、農業労働力(農業就業者数)については、208万人(平成27年)から140万人(令和12年)になると見通しています。

図1 食料・農業・農村をめぐる情勢及び基本的な方針

食料・農業・農村をめぐる情勢

農政改革の着実な進展

- ·農林水産物·食品輸出額
- 4,497億円(2012) → 9,121億円(2019)
- 生産農業所容
- 2.8兆円(2014) → 3.5兆円(2018)
- ・若者の新規就農
- 18,800人/年(09~13平均) → 21,400人/年(14~18平均)

国内外の環境変化

- ①国内市場の縮小と海外市場の拡大
- ・人口減少、消費者ニーズの多様化
- ②TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境 ③頻発する大規模自然災害、新たな感染症
- ④CSF(豚熱)の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応

生産基盤の脆弱化

農業就業者数や農地面積の大幅な減少

資料:農林水産省

基本的な方針

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、 将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、 食料自給率の向上と食料安全保障を確立

施策推進の基本的な視点

- ✓ 消費者や実需者のニーズに即した施策
- ✓ 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ✓ 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた 施策の展開
- ✓ <u>スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進</u>
- ✓ <u>地域政策の総合化</u>と多面的機能の維持・発揮
- ✓ 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かす リスクへの対応強化
- ✓ 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ✓ SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

図2 食料自給率等の目標

目標・展望等

食料自給率の目標

【カロリーベース】 37% (2018) → **45%** (2030) 【**生産額ベース**】66% (2018) → **75%** (2030) (食料安全保障の状況を評価) (経済活動の状況を評価)

【飼料自給率】 25% (2018) → 34% (2030)

【食料国産率】 飼料自給率を反映せず、 国内生産の状況を評価するため新たに設定

<カロリーベース> 46%(2018) → 53%(2030) <生産額ベース> 69%(2018)→79% (2030)

<生産努力目標> 課題が解決された場合に、 主要品目ごとに2030年に おける実現可能な国内の 農業生産の水準を設定

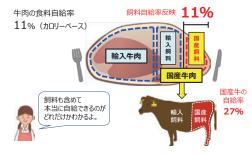
食料自給力指標(食料の潜在生産能力)

農地面積に加え、<mark>労働力も考慮</mark>した指標を提示。また、新たに**2030年の見通し**も提示

資料:農林水産省

図3 食料国産率について

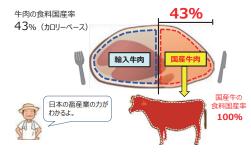
現在の食料自給率目標(飼料自給率を反映)



- ・国産飼料のみで生産可能な部分を厳密に評価できる。
- ・国産飼料の生産努力が反映される。

我が国の食料安全保障の状況を評価

食料国産率目標【新規】(飼料自給率を反映しない)



- ・需要に応じて増頭・増産を図る畜産農家の努力が反映される。
- ・日ごろ、国産畜産物を購入する消費者の実感と合う。

飼料が国産か輸入かにかかわらず、 畜産業の活動を反映し、国内生産の状況を評価

「食料国産率」と「飼料自給率」の双方の向上を図りながら、「飼料自給率を反映した食料自給率」の向上を図る

資料:農林水産省

推定エネルギー必要量 2152 国内生産+輸入による 現在の食生活 - 10 供給熱量 国産熱量 1031 国産品も輸入品も、色々な 食品が食べられるよ! 農地がすう勢の場合 農地の確保(a) 単収向上(b) 国内生産のみによる 米・小麦中心の作付け 1802 116 1942 労働充足率108% 労働力がすう勢の場合 *飯やパンが食べられても、 れじゃ足りないや・・・ 単収向上(b) 農地の確保(a) 労働力の確保(c) 農地を最大限活用した 国内生産のみによる 197 2727 いも類中心の作付け 労働充足率を反映した ②-1 2072 労働充足率80% 2205 今後の技術革新により労働充足率は一層向 F(d) 農地と労働力をともに最大限活用した お腹はいっぱいになるけど、 いもばかりは厳しいな・ (2) - 22567 労働充足率100% 500 1.000 1.500 2.000 2.500 (kcal/人·日)

図4 令和12年度における食料自給力指標の見通し

資料:農林水産省

(3) 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計 画的に講ずべき施策(図5)

ア 食料の安定供給の確保

消費者や実需者ニーズの多様化・高度化への対応を進めつつ、関係者の連携・協働による新たな価値の創出を推進します。また、政府一体となった輸出促進や日本食・食文化の海外普及や食産業等の海外展開等の取組を推進し、農林水産物・食品の輸出額を令和12(2030)年までに5兆円とすることを目指します。

食品の安全確保と食品に対する消費者の信頼 確保、食生活・食習慣の変化等を踏まえた食育 や消費者と生産者の関係強化を進めます。また、 食料供給に係るリスクを見据えた総合的な食料 安全保障を確立します。

イ 農業の持続的な発展

経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人等経営形態の別にかかわらず、担い手の育成・確保を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化、農業生産基盤の整備の効果的な実施、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築とそのための生産基盤の強化、スマート農業の普及・定着等による生産・

流通現場の技術革新、気候変動への対応などの環境対策等を総合的に推進します。また、中小・家族経営など多様な経営体による地域の下支えを図るとともに、生産現場における人手不足等の問題に対応するため、ドローン等を使った作業代行やシェアリング等新たな農業支援サービスの定着を促進します。

ウ 農村の振興

農村を維持し、次の世代に継承していくため、(1)生産基盤の強化による収益力の向上等を図り農業を活性化することや、農村の多様な地域資源と他分野との組合せによって新たな価値を創出し所得と雇用機会を確保すること、(2)中山間地域をはじめとした農村に人が住み続けるための条件を整備すること、(3)農村への国民の関心を高め、農村を広域的に支える新たな動きや活力を生み出していくこと一といった「三つの柱」に沿って、農林水産省が中心となって関係府省、都道府県・市町村、民間事業者と連携し、農村振興施策を総動員して、現場ニーズの把握や課題解決を地域に寄り添って総合的に推進します。

エ 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自 然災害への対応

東日本大震災については、地震・津波災害及 び原子力災害からの復旧・復興を進めます。

大規模自然災害への備えとして、災害に備え る農業経営の取組の全国展開、異常気象などの リスクを軽減する技術の確立・普及、農業・農 村の強靱化に向けた防災・減災対策、初動対応 をはじめとした災害対応体制の強化、不測時に おける食料安定供給のための備えの強化に取り 組みます。また、被災地の早期の復旧を支援し ます。

オ 団体

農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織、 農業共済団体、土地改良区について、その機能 や役割を効果的かつ効率的に発揮できるように します。

食と農に関する国民運動の展開等を通じた 国民的合意の形成

食育や地産地消等について、消費者、食品関 連事業者、農協等を含め官民が協働し、食と農 とのつながりの深化に着目した新たな国民運動 を展開します。

こうした取組を通じて、食と環境を支える農 業・農村への国民の皆様の理解を醸成し、農は「国 の基(もとい) との認識を国民全体で共有し、 食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図っ ていきます。

キ 新型コロナウイルス感染症をはじめとする 新たな感染症への対応

内需・外需の喚起、農業労働力の確保、国産 原料への切替えなどの中食・外食・加工業者対 策等を機動的に講じます。

おわりに

今後、基本計画に基づく施策を着実に推進し ていくために、関係者の皆さまのご理解、ご協 力をお願いします。なお、基本計画の詳細につ いては、農林水産省のホームページ(https:// www.maff.go.jp/j/keikaku/k aratana/ index.html) をご覧ください。

(プロフィール)

平成18年農林水產省入省。動物検疫所、消費·安全局動物衛 生課(検疫担当)、生産局畜産部等を経て、平成31年から大 臣官房政策課計画グループにて、日米貿易協定等の影響試算、 食料・農業・農村基本計画の策定等を担当。

図5 講ずべき施策

講ずべき施策

- 1. 食料の安定供給の確保 ○ 新たな価値の創出による需要の開拓
- グローバルマーケットの戦略的な開拓
- (農林水産物・食品の輸出額:5兆円を目指す(2030)) (消費者と食・農とのつながりの深化 (食品の安全確保と消費者の信頼の確保
- 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の
- TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への 戦略的な対応

3. 農村の振興

- 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
- (複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環 等) ○ 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるた
- めの条件整備 (ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策等)
- 農村を支える新たな動きや活力の創出 (地域運営組織、関係人口、半農半 X 等のライフスタイル 等)
- 上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した

6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的 合意の形成

資料:農林水産省

2. 農業の持続的な発展

- 担い手の育成・確保
- (法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進等)
- (中小・家族経営、農業支援サービス 等)
- (人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働等)
- (収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進 等)
- (農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備) ○ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と 流通・加工構造の合理化
- (品目別対策、農作業等安全対策の展開等) 農業生産・流通現場のイノベーション
- (スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進等)
- (気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進 等)

4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への 対応